

論文発表による業績の申請について(内規)

規程別表 1

「他学会誌」とは定期的に刊行されている学会誌および大学医学会誌で、原著論文とする。
「学会誌に準ずる雑誌」については、資格審査委員会で採択します。

平成 7 年 10 月 25 日

規程細則 第 3 章 第 17 条 (5)

「業績目録(論文…)」認められている論文とは、定期的に刊行されている学会誌、大学機関誌、学会誌に準ずる外国雑誌、医師会雑誌、大系(例えば現代皮膚科大系など)、著書とし、原著、症例報告および依頼原稿、綜説、解説を含むものとする。

認定条件に該当しないもの

薬剤の許認可申請目的の為の論文及び治効判定に関する論文、研究会・シンポジウム等の記録集・レポート、病院雑誌、一地域の会員のみ配布する目的で編集されたもの、文部科学省、厚生労働省などの研究班報告書、一般誌等

平成 5 年 7 月 9 日

平成 14 年 9 月 6 日 一部改正

令和 4 年 6 月 19 日 一部改正

一般社団法人日本アレルギー学会
専門医制度委員会
資格審査委員会